

弘前市地域除排雪活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般除雪により狭くなった道路の幅員確保等、冬期間における交通の安全及び日常生活の安定を図るため、弘前市内の事業実施団体が弘前市内で行う活動に対する報償金の支給に関し、弘前市（以下「市」という。）が実施する地域除排雪活動支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 活動とは次に掲げるものをいう。

ア 道路の除排雪活動又は融雪活動

イ 間口等融雪活動

(2) 融雪設備 道路融雪のための散水消雪施設若しくは間口等融雪のための融雪ホース、融雪槽、融雪機又は井戸の揚水機をいう。

(3) 事業実施期間 その年の12月1日から翌年3月31日までをいう。

(事業実施団体)

第3条 事業実施団体は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えたものとする。

(1) 除排雪活動 町会又はその他これに準ずる団体

(2) 融雪活動 町会又はその他これに準ずる団体若しくは融雪設備の所有者。

(3) 間口等融雪活動 町会が認めた除雪困難者の世帯を含む3戸以上で組織された団体。

(報償金の対象経費)

第4条 報償金の支給対象となる経費及び金額は、『土木工事及び委託業務設計単価表(青森県県土整備部)』等に基づき別に定めるものとする。この場合において、報償金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(事業申請)

第5条 報償金の支給を受けようとする事業実施団体の代表者は、弘前市地域除排雪活動支援事業申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 除排雪活動

ア 弘前市地域除排雪活動支援事業実施団体届出書（様式第2号）

（ただし、事業実施団体が町会の場合は提出不要）

イ 弘前市地域除排雪活動支援事業実施者名簿（様式第3号）

ウ 弘前市地域除排雪活動支援事業実施路線（様式第4号）

エ 弘前市地域除排雪活動支援事業（除排雪活動）使用機械一覧（様式第5号）

オ 位置図

(2) 融雪活動

ア 弘前市地域除排雪活動支援事業実施路線（様式第4号）

イ 弘前市地域除排雪活動支援事業（融雪活動）融雪設備の概要（様式第6号）

ウ 位置図

(3) 間口等融雪活動

ア 弘前市地域除排雪活動支援事業実施団体届出書（様式第2号）
（ただし、事業実施団体が町会の場合は提出不要）

イ 弘前市地域除排雪活動支援事業実施者名簿（様式第3号）

ウ 弘前市地域除排雪活動支援事業（間口等融雪活動）融雪設備の概要（様式第7号）

エ 位置図

（事業報告）

第6条 事業実施団体は事業終了後、弘前市地域除排雪活動支援事業終了報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 除排雪活動

ア 弘前市地域除排雪活動支援事業（除排雪活動）実施報告書（様式第9号）

イ 作業前・作業後の写真

(2) 融雪活動

ア 弘前市地域除排雪活動支援事業（融雪活動）実施報告書（様式第10号）

イ 作業前・作業後の写真

(3) 間口等融雪活動

ア 弘前市地域除排雪活動支援事業（間口等融雪活動（揚水機・融雪ホース）実施報告書（様式第11号）

イ 弘前市地域除排雪活動支援事業（間口等融雪活動（融雪槽・融雪機）実施報告書（様式第12号）

ウ 融雪ホースの延長に要した経費の領収書写し

エ 作業前・作業後の写真

（支給決定通知書）

第7条 市長は、前条の規定による事業報告が適正であると認めたときは、報償金の支給を決定し、弘前市地域除排雪活動支援事業報償金支給決定通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

（報償金の請求）

第8条 報償金の支給を受けようとする事業実施団体は、弘前市地域除排雪活動支援事業報償金請求書（様式第14号）により請求するものとする。

（報償金の支給方法）

第9条 報償金は、口座振込により支給するものとする。

（事故の対応）

第 10 条 活動により事故が発生した場合は、直ちに報告しなければならない。

2 活動により市又は第三者に損害を与えた場合は、事業実施団体はその損害に対し賠償する責任を負う。

(自動車保険の加入について)

第 11 条 除排雪活動に使用する機械のうち自動車登録のある車両（タイヤショベル等）は自動車保険に加入しなければならない。

2 加入条件は以下のとおりとする

- ・対人賠償（1名につき） 無制限
- ・対物賠償（1事故につき） 無制限

3 自動車保険加入に要した経費は、市が負担するものとする。ただし、市の道路除排雪業務に使用する機械については支給対象外とする。

4 事業申請の際に保険証書の写しを提出すること。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めのない事項又は、この要綱に関して疑義が生じたときは、市、事業実施団体双方が協議して定めることとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものとする。